

容器等製造業者登録基準 KHKS0102 (2010)の定期見直しについて

1. 基準の趣旨

高圧ガス保安法は、容器・附属品の製造者に対し、容器等を第三者に引き渡す場合容器検査等を受けなければならないことを規定している。一方、ある一定の製造設備、検査設備、品質管理の方法等を有している事業者に対し、経済産業大臣の登録を受けることにより、容器等の検査を自ら実施し製造した容器を第三者に引き渡すことが可能となる制度を有している。(登録容器等製造事業者)

KHKS 0102は、容器等を製造する事業者が経済産業大臣の登録を受けるにあたって適用される技術的要件のうち、製造設備、検査設備の基準、品質管理の方法等を定めたものであり、平成10年3月より例示基準として運用されている。

当該基準は、前回改正から4年が経過しており、定期的な見直しの時期にあたる。

2. 基準の制定・改正の経緯等

本基準は、容器等製造業者登録基準 KHKS1101として平成10年3月に制定された。その後、平成12年7月、平成17年3月及び平成22年7月に改正され、平成17年3月の改正では基準番号がKHKS1101からKHKS0102に変更されている。直近の平成22年7月の改正では主に様式の変更、表現、誤字等の見直しが行われ、KHKS0102 (2010)は平成25年5月15日に例示基準として施行された。

3. 見直しの方針(案)

容器等製造業者登録基準 KHKS0102 (2010)は例示基準として施行されてから2年程度しか経過しておらず、特段の改正要望もないことから今回の見直しについては、「確認」としたい。